



富山市告示第420号

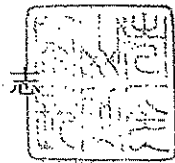
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域二期地区における塩換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年 9 月 30 日

富山市長 森 雅



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	塩	沼割	311番、312番、313番1、313番2、313番3、313番4、313番5、313番6、314番1、314番2、314番3、314番4、314番5、314番6、315番1、315番2、315番3、316番から324番まで
		内割	325番1、325番2、326番、327番、328番1、328番2、328番3、328番4、329番、330番1、330番2、331番1、331番2、331番3、331番4、331番5、332番1、332番2、332番3、332番4、332番5、333番1、333番2、333番3、333番4、334番1、334番2、334番3、334番4、335番1、335番2、335番3、335番4、335番5、335番6、336番1、336番2、337番1、337番2、337番3、337番4、337番5、338番1、339番、340番1、340番2、340番3、341番、342番1、342番2、343番、344番、345番1、345番2、345番3、346番から348番まで、349番1、349番2、349番3、350番、351番1、351番2、352番、353番1、353番2、353番3、354番1、354番2、354番3、355番から357番まで、358番1、358番2、358番3、359番、360番1、360番2、361番1、361番2、361番3、362番、364番1、364番2、365番1、365番2、366番から368番まで、369番1、369番2、370番2、375番3、376番2、835番2、836番3、836番4、850番1、850番2、850番3

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	塩	内割	0番3、851番、852番1、852番2、852番4、852番5、852番6、852番7、852番8、852番9、852番10、853番、865番3、865番4、865番5、865番6、968番3、969番3、980番3、981番、982番、983番3、984番3、985番1、986番、987番1
		下野割	988番1、988番2、989番、990番、1001番、1003番3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。